

○津山工業高等専門学校職員服務に関する規程

〔 昭和41年11月 1 日
規 程 第 8 号 〕

改正 平成16年 3 月19日規程第13号

第 1 条 本校教職員の服務については、独立行政法人国立高等専門学校機構就業規則に定めるもののほか、この規程による。

第 2 条 教職員は、身分証明書の交付を受け、必ずこれを携帯しなければならない。

第 3 条 転居、転籍、改氏名等異動を生じた時は、遅滞なく届け出なければならない。

第 4 条 出張用務を終え、帰校した者は、すみやかに復命書を提出しなければならない。ただし、簡単な事項については、口頭で復命することができる。

第 5 条 各室の最後の退庁者は、室内火気の点検を行い異状のないことを確認し、退庁しなければならない。

第 6 条 所定の場所以外において、火気その他危険物を取り扱う場合は、事前に上司の許可を受けなければならない。

附 則

この規程は、昭和41年11月 1 日から施行する。

附 則（平成16年 3 月19日規程第13号）

この規程は、平成16年 4 月 1 日から施行する。